

# 天草・宇土半島地域観光客誘致促進事業業務委託仕様書

## 1 業務名

天草・宇土半島地域観光客誘致促進事業業務委託

## 2 仕様等

### (1) 委託業務概要

#### ① 旅行者やメディア事業者等向け招へい事業の企画・実施

天草・宇土半島地域の三角西港・崎津集落を代表とする各種スポットや、アウトドア・アクティビティ（マリンスポーツやトレッキング等）の体験などを生かした、新たな旅行商品の造成や記事掲載等により、福岡・長崎・熊本県内からの誘客を促進するため、旅行者・メディア事業者等を対象とした招へい事業を企画・実施する。

#### <基本的な考え方・留意点>

- ・天草・宇土半島地域での宿泊を伴う1泊2日以上の日程で企画し、平成30年12月までに2回以上実施すること。
- ・参加対象者は、福岡・長崎・熊本県内の旅行者やメディア事業者等（インターネットも含む）とすること。
- ・1回の招へい数は5社以上。ただし、可能な限り多く集めること。
- ・宇土市、宇城市、上天草市、天草市、苓北町の特色あるスポット（三角西港や崎津集落等）や体験（マリンスポーツやトレッキング等）を、各市町1カ所以上組み込むこと。
- ・新天草1号橋（天城橋）やJR、船舶を活用するなど、魅力あるルートとすること。
- ・参加費は無料とすること。
- ・終了後は、参加者全員にアンケートを行い、報告書にまとめること。
- ・終了後、参加した旅行者は、旅行商品の造成について専門的立場による提案等を行い、その後の商品造成に生かすこと。また、メディア事業者等はその事業者の媒体を通じた情報発信を行うこと。

#### ② SNS等のインターネットメディアを活用した情報発信

天草・宇土半島地域の歴史・文化や自然景観、体験などを一体的に広くPRするため、SNS等のインターネットメディアを活用して情報発信を行う。

#### <基本的な考え方・留意点>

- ・SNS等のインターネットメディアを活用して、魅力ある天草・宇土半島地域の情報を広く発信すること。
- ・①の旅行者やメディア事業者等向け招へい事業と連動した取り組みも可とする。

※①・②のいずれも、詳細については天草・宇土半島広域連携事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議して決定すること。

③その他の実施条件

- ・福岡・長崎・熊本県内からの集客につながるよう工夫を行うこと。
- ・本事業で作成した印刷物等の著作権は、実行委員会に帰属する。

④委託費用に含まれる経費

- ・本事業の企画・調整・実施費用一式、アンケート実施費用一式、各種提案に伴う経費、広報費等

(2) 契約期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

3 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 事業実績報告書（委託業務の実施内容、成果・課題等）
- (3) 収支精算報告書
- (4) 本委託業務に関して作成した印刷物等
- (5) その他、業務に関し必要と考えられる資料

4 納品場所

〒863-0023 熊本県天草市中央新町15-7 天草宝島国際交流会館ポルト2階  
天草市役所 観光文化部 観光振興課内  
天草・宇土半島地域広域連携事業実行委員会事務局

5 検査

完了検査は、納入成果品により実施する。

6 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

当委託業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 その他

- (1) 本件は、コンペ方式により受託業者を決定することとし、コンペの詳細は、別紙「天草・宇土半島地域観光客誘致促進事業業務委託 企画コンペ提案要領」によることとする。
- (2) コンペに提出する事業内容は、実際の実施内容に近いものを提出すること。
- (3) 本事業とは別に、新たな企画を提案する場合は「追加企画」と明記のうえ、提案すること。
- (4) 広報等に使用する素材に関する使用料その他一切の費用は、制作費に含まれるものとする。
- (5) 肖像権の問題については、請負業者の責任においてクリアすること。
- (6) 疑義については、実行委員会に照会し、その指示に従うこと。
- (7) その他、詳細な内容については実行委員会と協議のうえ決定すること。